

けんしん不動産担保ローン【消費性資金型】

(令和6年1月15日現在)

1. 商品名	けんしん不動産担保ローン【消費性資金型】 (株式会社セゾンファンデックス保証付)
2. ご利用いただける方	・融資実行時の年齢が満20歳以上満70歳以下で、最終弁済時に満80歳未満の方 ・安定継続した収入のある方(給与所得者・法人役員・個人事業主・年金受給者等) ・当組合の営業エリア内に居住又は勤務先がある組員あるいは組合員資格のある方 ・(株)セゾンファンデックスの保証が得られる方 ・税金等の滞納がなく当組合取引において延滞中でない方 ・反社会的勢力に該当しない方
3. お使いみち	・自由。(但し、事業性資金・投機資金は除く) (例) 自宅購入、修繕・改築資金、セカンドハウス購入、購入時のローン借換えなど
4. ご融資金額	・300万円以上5,000万円以下(10万円単位) - 但し、不動産関連資金は300万円以上1億円以下(10万円単位)
5. ご利用期間	・1年以上25年以内(1年単位) - 但し、不動産関連資金の場合は1年以上35年以内(1年単位)
6. ご融資利率	・当組合所定の利率によります。 - 変動金利型(当組合専用短プラ連動型)
7. ご返済方法	・毎月元利均等返済(融資金額の50%以内の範囲でボーナス併用も可能です。)
8. 担保・保証人	・原則不要です。但し、保証会社が総合的判断により必要となる場合があります。 ・(株)セゾンファンデックスの保証をご利用いただきます。
9. 手数料	・所定の事務取扱手数料が必要となります。 ・繰上返済をする場合は、所定の手数料が必要となります。
10. その他	・保証会社を担保権者とする抵当権を設定します。 ・保証会社が指定する司法書士が担保設定手続きを行います。 (担保設定や登記費用は別途となります) ・申込人以外の物件所有者は物上保証人となります。 ・申込者の任意により団体生命保険に加入できます。
11. 苦情処理措置、紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。 【滋賀県信用組合 お客様相談室】0748-62-4100 受付日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター(Tel03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター(Tel03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター(Tel03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合お客様相談室またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。

裏面に続きます

	①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、 弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同 して解決に当ります。 ※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんので ご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
--	---

(以上)